



04 ストップ!DV

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者やパートナー、恋人、同居家族など、親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のことをいいます。配偶者などからの暴力は、人権を著しく侵害する重大な問題です。相談件数や調査結果などから、多くの人が被害を受けていることが分かっています。

▶子育て支援課 ☎ 23-3513



▲パープルリボンは、女性に対する暴力の根絶を呼び掛け、「あなたは一人ではないよ」というメッセージが込められています。

被害者の受ける影響

被害者は「逃げたらどうなるか分からない」と言う強い恐怖感から、加害者から離れる決心がつかないことがあります。

●無気力状態

加害者から離れられない、助けてくれる人が誰もいないと思うなど、無気力状態に陥ることがあります。

●複雑な心理

暴力を振るうのは自分を愛しているからなど、自分が被害者だと自覚することが困難な場合があります。

●精神的な影響

深刻なストレスによって不眠やイライラが続くなど、精神的な影響を受けることがあります。

●経済的な問題

加害者の収入で生活している場合は、今後の生活を考えて逃げるできない場合があります。

●子どもの問題

子どもがいる場合、子どもの安全や就学などが心配で逃げる決心ができません。

●環境の変化

加害者から離れた場合、転居による退職や転職、今までの人間関係を失うなど大きな変化があります。

●子どもへの影響

暴力を目撃したことによって、子どもにさまざまな心身の症状が表れることがあります。

加害者のタイプ

暴力を振るう加害者には、一定のタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収に関係ないと言われています。人当たりがよく、社会的信用もあり、周囲の人からは「家で暴力を振るっているとは想像できない」と思われている人もいます。家庭の中だけで暴力を振るう人もいれば、普段から誰に対しても暴力的な人もいます。また、アルコールや薬物依存、精神障害などの関連も考えられます。

暴力を振るう理由はさまざまあると考えられますが、背景には社会における男尊女卑の考え方の残存があると言われています。



DV被害の相談について

DV被害の相談窓口として、愛知県女性相談センターがあります。DV被害者が抱えるさまざまな悩みや気持ちを受け止め、配偶者からの暴力、離婚問題・家庭不和など他人には言えない悩みごとの相談に応じます。また、男性のDV被害者支援として、「男性DV被害者ホットライン」があり、周囲の人になかなか話せない悩みごとなどの相談に応じます。

暴力は、いかなる理由、どんな間柄であっても、絶対に許される行為ではありません。専門機関に相談することで、一人では気付かない解決方法が見つかるかもしれません。相談はすべて無料です。プライバシーに配慮し、秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

DV相談窓口

●愛知県女性相談センター

【東三河駐在室】☎ (0532) 54-5111

【女性悩みごと電話相談】☎ (052) 962-2527

【弁護士によるDV相談】☎ (052) 962-2528

●愛知県男性DV被害者ホットライン

☎ (080) 1555-3055

●DV相談+ (プラス)

☎ (0120) 279-889

24時間対応の電話相談の他、SNS相談、メール相談、外国人相談者向け相談などを行っています。

●田原市役所子育て支援課

☎ 23-3513 【休日・夜間】☎ 22-1111



▲市HP